

秋田駅東第三地区
区画整理だより

Communication
第 4 3 号
2011年4月28日

“ ともにつくり ともに生きる人・まち・くらし ”
発行 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所
〒010-0851 秋田市手形字山崎44番地3
Tel (018)834-2204 Fax (018)832-9931
E-mail ro-urek@city.akita.akita.jp

平成 2 3 年度事業について

都市計画道路「明田外旭川線」は平成 2 3 年夏にも全面開通（車道 4 車線）の見込みです。引き続き秋田駅東第三地区西側区域の道路築造や建物移転などを中心に事業を進めます。

< 予算額 > 平成 2 2 年度当初予算とほぼ同額を確保いたしました。

秋田駅東第三地区土地区画整理事業	1,158,632 千円
秋田駅東第三地区土地区画整理事業推進用地	34,000 千円
合 計	1,192,632 千円

秋田駅東第三地区	2 2 年度末	2 3 年度末
進捗率(事業費ベース)	約 4 4 %	約 4 7 % (見込み)

- 道路整備 都市計画道路明田外旭川線・山崎広面線の舗装工事
千秋山崎線の一部側道築造
区画道路 1 1 路線、特殊道路 1 路線、砂利道整備 4 路線
- 建物移転 2 8 戸
- その他 建物調査、測量、事業推進用地取得、土地区画整理審議会等

平成 5 年度から平成 2 2 年度までの事業費の推移（補正を含む）

（百万円未満切捨）

年 度	事 業 費	年 度	事 業 費
平成 5 年度	4 0 8 百万円	平成 14 年度	9 1 1 百万円
平成 6 年度	7 1 5 百万円	平成 15 年度	6 2 6 百万円
平成 7 年度	1,364 百万円	平成 16 年度	6 0 4 百万円
平成 8 年度	1,101 百万円	平成 17 年度	1,369 百万円
平成 9 年度	1,355 百万円	平成 18 年度	1,369 百万円
平成 10 年度	1,004 百万円	平成 19 年度	1,327 百万円
平成 11 年度	7 5 4 百万円	平成 20 年度	1,322 百万円
平成 12 年度	6 1 8 百万円	平成 21 年度	1,382 百万円
平成 13 年度	1,191 百万円	平成 22 年度	1,217 百万円

土地区画整理審議会委員選挙のお知らせ

関係権利者の方々の意見を事業に反映させるための重要な機関として、土地区画整理審議会（委員の定数10人《うち学識経験者2人》）が設置されておりますが、これを構成する委員の任期（5年）が今年で満了を迎えるため、7月10日(日)に選挙を行う予定です。

選挙までの主なスケジュールは、次のとおりです。

- 5月23日(月) 選挙人名簿の縦覧開始
 - ・縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで
 - ・縦覧場所：秋田駅東地区土地区画整理工事事務所
(秋田市手形字山崎44番地3)
- 6月5日(日) 選挙人名簿の縦覧終了
- 6月13日(月) 選挙人名簿の確定および選挙すべき委員の数の公告
- 6月14日(火) 立候補の届出、推薦届の受付開始
- 6月23日(木) 立候補の届出、推薦届の受付終了
- 6月29日(水) 候補者の公告
- 7月1日(金) 選挙場、投票時間、開票日時の公告
- 7月10日(日) 投票、開票
- 7月19日(火) 当選人決定の公告

Q & A

Q：立候補する場合の手続きを教えてください。

A：選挙人名簿を確定させる旨の公告があった日の翌日から10日以内に立候補届又は立候補推薦届(本人の承諾が必要)を市長に提出することにより、候補者となることができます。

Q：選挙する人は誰ですか。

A：施行地区内の関係権利者の方々が選挙人になります。所有権者から選挙される委員は宅地の所有権者の方々が、借地権者から選挙される委員は借地権者の方々が、それぞれ選挙します。学識経験者から選出する委員は、市長が決定します。

Q：不在者投票はできますか。

A：できません。

Q：代理投票はできますか。

A：できません。

Q：委員の身分は。

A：地方公務員で、非常勤の特別職にあたります。

Q：土地区画整理審議会の役割は。

A：仮換地の指定や換地計画などについて、意見を述べるなどの権限があります。

委員の選挙について、ご不明な点がございましたら、当事務所にご連絡ください。

都市計画道路「明田外旭川線」の全面開通時期について

都市計画道路「明田外旭川線」の全面開通（車道4車線）は平成23年夏の予定です。（社会情勢により延期される場合もあります）

駅東会議室の利用について

日頃、駅東会議室をご利用いただきありがとうございます。

駅東会議室は、平成12年に新築して以来、事業に関連した集会や各町内会の会合については無料で使用許可し、皆さまの利便を図ってきたものですが、会議室を利用した方から、前に使った人が「灯油の補充をしていない」「ゴミを持ち帰っていない」「トイレの掃除をしていない（きたない）」などという指摘が後を絶たない状況が毎年続いています。

ストーブの給油につきましては、平成23年1月からご自分で使用する分の灯油を給油していただくこととさせていただいております。（ご利用前の灯油は「空」の状態です。）

利用者は、一般常識的なマナーを守るとともに、利用後は十分に「確認欄」でチェックをして、お互い気持ちよく利用できるよう注意しましょう。

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますので、ぜひご覧ください。

ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/ek/default.htm>

*電子メール(E-mail)のアドレスは ro-urek@city.akita.akita.jp となっております。

主な内容

事業概要

関連情報

- ・ 施行状況および交通規制について
- ・ 事業説明会について
- ・ 陳情要望について
- ・ 道路施工済箇所
- ・ 区画整理だよりについて
- ・ よく寄せられる質問・要望などについて

お知らせ

4月1日付け人事異動による駅東工事事務所の新体制です。

印は転入者となっております。

所長	石塚 八起
参事	奈良 正一郎
副参事	鈴木 充、佐藤立美、菅原 亀代嗣、村田 隆一
計画工事担当	菅原主席主査、金子主査、斎藤主査、 ^{よろず} 萬 技師
換地担当	有坂主席主査、間杉主査、富樫主査
補償担当	三浦主査、屋代技師、神坂技師

各担当業務内容は以下のとおりです。

計画工事担当	工事設計および施工、事業計画・予算等の業務
換地担当	土地評価、換地計画等の業務
補償担当	建物および工作物の補償、その他事業に伴う損失の補償、移転計画等の業務

以上の新体制で皆様のご理解を得ながら事業の推進に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

なお、事業に関するご質問のほか、下水道や私道整備など生活環境に関するご意見、ご要望等がございましたら当事務所までご連絡ください。

私道にも公共下水道を設置します。

駅東第三地区内の東側区域で下水道の先行整備が可能な私道については、一定の条件を備えている場合、申請により市が下水道管を設置します。

設置を希望する場合は、「公共下水道私道内設置申請書」等の手続きが必要となりますので、詳細は下水道建設課へお問い合わせ下さい。

なお、当事務所でも整備可能路線を確認することができます。

問い合わせ先 秋田市上下水道局下水道建設課
電話 018-864-1455

道路の危険箇所について。

土地区画整理事業施行地区内に限らず、道路に陥没等の危険箇所がありましたら当事務所（電話834-2204）や道路維持課（電話864-3643）までご連絡ください。

土地売買・相続登記手続きについて

土地売買や相続登記手続きをお考えの方は、事前に事務所へご相談ください。売買や相続手続きを妨げるものではありませんが、事業との調整が必要になる場合があります。

所有権・借地権等の権利変動があった場合について

売買・相続等で土地の所有権・借地権等に変更があった場合は、届出書を提出していただく必要がありますので、当事務所までご連絡ください。

23年度道路整備予定箇所（22年度繰越し箇所を含む）

